

# 成年年齢が18歳に!!

契約書



## 携帯電話の契約ができる、でも飲酒・喫煙はこれまでどおり20歳から

成年年齢が、2022年4月1日より、現行の20歳から18歳に引き下げることが、民法第4条の改正によって決定しました(平成30年6月13日)。近年、国民投票の投票権年齢や、公職選挙法の選挙権年齢が18歳以上と定められ、18歳・19歳を大人として扱う政策が進められてきました。成年年齢を引き下げるとは若者の自己決定権を尊重するものであり、積極的な社会参加を促すことになると考えられます。

## 成年になってできること、これまでと変わらないこと

### 18歳(成年)になったらできること

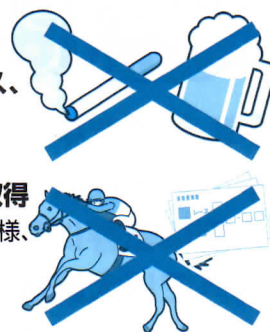
(一人で有効な契約ができる)

- ◆親の同意がなくても契約できる
  - ・携帯電話の契約 ・ローンを組む
  - ・クレジットカードをつくる※支払能力・返済能力の審査を受けた上で契約ができます。
- ◆女性の結婚可能年齢が16歳から18歳に引き上げられ、男女とも18歳に
- ◆10年有効のパスポートを取得する

### 20歳にならないとできないこと

(これまでと変わらないこと)

- ◆飲酒をする
- ◆喫煙をする
- ◆競馬の馬券、競輪、オートレース、競艇の投票券を買う
- ◆養子を迎える
- ◆大型・中型自動車運転免許の取得
  - ※普通自動車免許の取得は従来と同様、「18歳以上」で可能



## 契約は双方が確実に約束を遵守する上で不可欠な法律行為です

成年年齢が引き下げられますが、まだ十分な知識や判断力のない新成年は、悪質商法のターゲットになりやすく被害に巻き込まれやすいので注意しましょう。契約には守る義務があり正当な理由なく成立した契約は取り消すことができません。「簡単にもうかるよ」「今契約したら安くなるよ」など怪しい話には関わらず悪質商法が疑われる場合は、最寄りの消費生活センター、警察に相談してください。

## 少年法が改正されると18、19歳の扱いはどう変わる!!

少年法は、少年の健全な育成を図るため、非行少年に対する処分やその手続きなどについて定める法律です。事件を起こした18歳・19歳を「特定少年」と位置づけ、強盗罪や強制性交罪などを、刑事手続きを取る検察官送致の対象犯罪に拡大し、厳罰化する改正少年法が成立しました。

ポイント

### 1 少年法の適用

○18・19歳も「特定少年」として引き続き少年法が適用され、全件が家庭裁判所に送られ、家庭裁判所が処分を決定します。

○ただし、原則逆送(※1)対象事件の拡大や逆送決定後は20歳以上の者と原則同様に取り扱われる(※2)など17歳以下の者とは異なる取り扱いがされます。

(※1)逆送とは家庭裁判所の審判において、刑事処分が相当であると判断されて、事件が家庭裁判所から検察官に戻されて送致されること

(※2)例えば、有期懲役刑の期間の上限は30年(17歳以下の少年の場合は15年)になります。

ポイント

### 2 原則逆送対象事件の拡大

○原則として逆送決定がされる原則逆送対象事件に、18歳以上の少年(特定少年)のとき犯した死刑、無期又は短期(法定刑の下限)1年以上の懲役・禁錮に当たる罪の事件(※3)が追加されます。

(※3)例えば、現住建造物等放火罪、強盗罪、強制性交等罪、組織的詐欺罪などが該当します。

ポイント

### 3 実名報道の解禁

○少年のとき犯した事件については、犯人の実名・写真等の報道が禁止されていますが、18歳以上の少年(特定少年)のとき犯した事件について起訴された場合(※4)には、禁止が解除されます。

(※4)略式手続(非公開の書面審理により一定額以下の罰金・料金を科す手続)の場合は除きます。